

平成 26 年 2 月

お 客 さ ま 各 位

株 式 会 社 エ ネ ッ ト

## 消費税法改正に伴う電気料金のご請求金額変更と約款変更について(ご案内)

時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、消費税法および地方税法の一部改正に伴い、平成 26 年 4 月 1 日より消費税率が 5%から 8%に引き上げられることとなりました。これに伴い、弊社の電気料金のご請求金額につきましても、弊社電力売買約款「消費税および地方消費税の税率変更」の規定に基づき、平成 26 年 4 月分（5 月 1 日以降の検針分）より、下記のとおり消費税法改正を反映させて頂きます。

なお、平成 26 年 4 月 1 日以降の電力の供給条件は本状でご案内の変更内容に基づくものとし、単価通知や契約書の取り交わしは予定してございません。ご希望の際には恐れ入りますが文末のお問い合わせ先までご連絡くださいます様、あらかじめご了承願います。

### 記

#### 1. 消費税率改定に伴う料金単価の変更

消費税率改定に伴い、平成 26 年 5 月 1 日以降の検針分(5 月 1 日 0 時検針分含む)より、以下のとおり、料金単価を変更いたします。

変更前の料金単価	変更後の料金単価
常時供給電力、予備電力、自家発補給電力等、 契約書等に記載の全料金単価 ※1	左記料金単価 × 108/105 (銭未満を四捨五入) ※2

※1:太陽光発電促進付加金、再生可能エネルギー発電促進賦課金については、経済産業省にて定められ次第、別途ご案内いたします。なお、契約書に記載の料金単価(変更前)は、平成26年3月分(4月30日以前の検針分)の請求書に表記されている単価と同じになります。

※2:本ご案内とは別に消費税率改定後の料金単価を定めている場合は、その定めに従うものとします。

<参考>消費税法上の経過措置について

《改正消費税法附則第 5 条第 2 項の要約》

平成 26 年 3 月 31 日以前から継続して供給される電気・ガス・水道等で、平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 4 月 30 日までに検針等により確定する料金につきましては、旧税率(5%)が適用されます。

しかしながら、**弊社のお客さまは、原則、自動検針により「毎月 1 日 0 時(=月末 24 時)」の検針日となつておりますため、以下の例示のとおりとなります。**

#### ①平成 26 年 3 月分の電気料金への適用税率

3 月 1 日～31 日までのご使用分については、4 月 1 日 0 時に検針し、その後料金を確定することから、**適用される税率は「5%」となります。**

(なお、**契約電力超過による超過金や精算金等は、当該経過措置の対象に該当しないため、8%の税率が適用されます**)

#### ②平成 26 年 4 月分の電気料金への適用税率

4 月 1 日～30 日までのご使用分については、5 月 1 日 0 時に検針し、その後料金を確定することから、**適用される税率は「8%」となります。**以降、8%の税率が適用されます。

(裏面もご確認ください)

## 2. 弊社電力売買約款の変更

消費税率改定に伴い、平成26年4月1日より、電力売買約款を変更いたします。変更内容につきまして、下記にご案内させて頂くとともに、新しい電力売買約款につきましては、弊社ホームページ（<http://www.ennet.co.jp/ogg/>）に掲載いたします。詳しい契約条件につきましては、弊社ホームページより、該当エリアの「電力売買約款（平成26年4月1日実施）」をご覧下さい。

### 【全エリア共通 変更内容】

消費税率改定に伴い、各約款に掲載されている「燃料費調整単価算出係数等」の「基準単価(1キロワットにつき:税込)」が、税率5%時の単価から8%時の単価に見直しとなります。

なお、変更内容は、該当エリアの電力会社と同じです。

＜参考＞「基準単価(1キロワットにつき:税込)」とは？

毎月の電気料金のご請求時に反映させて頂いている「燃料費調整単価」を算出するために用いられる換算係数です。

（例：東京エリアの場合）

燃料費調整単価（消費税相当額込み） = [（平均燃料価格－44,200）× 基準単価 ÷ 1000 ]

以上

本ご案内は電気料金に関する送付物をお送りしている方へご案内させていただいておりますが、もし、このご案内を受け取られた方が電気のご契約名義人ではない場合、申し訳ございませんが、ご契約名義人の方へお渡しくださいますようお願いいたします。

北海道・東北・東京エリア  
弊社お問い合わせ先  
株式会社エネット  
営業本部 TEL: 03(5733)2234

中部・北陸・関西・中国・四国・九州エリア  
弊社お問い合わせ先  
株式会社エネット  
西日本事業本部 TEL: 06(6228)6073